

Q33 知的障害者の施設福祉政策にはどのようなものがありますか。

知的障害者援護施設としては次のようなものがあります。

施設の種類	内 容	利用料	申込問合せ
知的障害者 更生施設 (知的法 2 1 条の 6)	1 8 歳以上(必要により 1 5 歳以上)の知的障害者を入所(通所)させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導・訓練を行う。	本人および扶養義務者の収入に 応じて負担	福祉 事務所
知的障害者 授産施設 (知的法 2 1 条の 5)	1 8 歳以上(必要により 1 5 歳以上)の知的障害者であって、雇用されることが困難な者を入所(通所)させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることを目的とする施設。 授産施設が与える職業に従事している者には授産工賃が支給される。		
知的障害者 通勤寮 (知的法 2 1 条の 7)	知的障害者施設を退寮するなどして、すでに日常生活において身の回りの処理について自立していて、かつ就労している 1 5 歳以上の知的障害者に対しその居室その他の設備を利用させるとともに、独立自活に必要な助言および指導を行う。	本人の収入に 応じて負担	
知的障害者 福祉ホーム (知的法 2 1 条の 8)	就労している知的障害者に対し、家庭環境、住宅事情等の理由で住宅を求めている場合に、低額な料金で入居させ日常生活に必要なサービスを提供する。 利用手続きについては必ずしも一定ではない。	ホームごとに定められた共益費用	

また、児童福祉施設(知的障害児該当部分)としては、次のような施設があります。

施設名	内 容	利用料	申 込
知的障害児施設	知的障害児を入所させて保護すると同時に、将来の独立自活に必要な知識、技術を習得させる。	負担能力に応じた負担	児童相談所
知的障害児通園施設	知的障害児を日々保護者の下から通わせて、独立自活に必要な知識や技術を習得させる。		
重度心身障害児施設	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童を入所させ保護し、治療に併せて日常の生活指導を行う。		
自閉症児施設	自閉症を主たる症状とする児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識、技能を与える施設。		